

原子力関係の情報公開請求途中経過

1, はじめに

2011年3月11日の震災によって原子力発電所の安全神話が崩れ去った今、私たちの安全のために、正確な情報の公開が必要不可欠である。また、今後エネルギー問題を民主主義の問題としてきちんと議論するために必要なのは、これまで原子力に対して正確で開かれた議論を阻害してきた原子力マネーの流れを把握することも有効ではないだろうか。このような問題意識のもと、原子力発電には一体どれだけのカネが流れ、電力会社から誰にどのように原子力マネーが流れているのかに関する情報公開を行った。

2, 公開請求対象情報

具体的に公開請求した情報は【別表】のとおりである。安全に関する情報としては、震災日後の放射線のモニタリングデータのうち、文部科学省がwebで発表していないもの、原子力安全・保安院が保有する商業用原子力発電の運転に関する情報（ホームページ記載情報を除く）等の公開請求を行った。

エネルギー問題を議論するための素材として、原子力発電所の発電コスト、廃炉コストのわかる資料（平成6年度以降のもの）、文部科学省や大学に対する電力会社からの原子力マネーの流入を含む、受託研究、共同研究に関する情報の公開を行った。

また、原発立地自治体中、数少ない「何人も」情報の開示請求をすることができるという条例を制定している御前崎市に対し、市財政に占める原子力マネーを調査するための情報の開示をおこなった。なお、御前崎市の財政状況の分析については別項で論じる。

3, 開示状況

多くの情報が本原稿執筆時（2011年8月12日）段階で決定が延長されており、開示されていない。したがって、すでに開示された情報についてコメントする。

(1) web未発表のモニタリングデータ（文部科学省）

文書不存在を理由とする不開示決定【別紙1】

文部科学省ではwebに発表した以外の放射線のモニタリングデータ

を測定していない、というのである。したがって、各都道府県でのモニタリングデータを測定し始めたのは3月12日の17時以降であり、福島第1、第2原子力発電所周辺のモニタリングデータを測定する体制がととのったのはさらに遅れ、簡易型線量計による固定測定点における測定を開始したのは3月25日の10時以降ということであった。

(2) 原発マネーによる研究

大学に対する情報公開請求のうち、東北大学と東京工業大学、大阪大学が情報の一部開示をしてきた。

このうち、東京工業大学からの受託研究・共同研究に関する開示結果【別紙2】は奇妙であった。東京工業大学に対しては、原発を保有する東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、電源開発（株）から受託研究・共同研究費が支出されているが、このうち、全面公開したのは、関西電力が資金を提供した「風力発電」「氷蓄熱システム」、中国電力が資金を提供した「高温水蒸気ガス」に対する各テーマだけであり、これ以外の電力会社がスポンサーとなった受託・共同研究についての金額は一切開示されていない。

とりわけ開示度が低いのは、東京電力がスポンサーとなったものと電源開発がスポンサーとなったものである。東京電力がスポンサーとなったものについては、テーマ、教員名までも不開示とするものがあつた。また、電源開発がスポンサーとなったものについてはテーマ全てが不開示であつた。

これに対する不開示理由は「相手方企業の経営戦略等が競合他社等に容易に推測される」（法5条1号又は2号イ）というものであるが、果たして東京電力や電源開発に競合他社がいるのであろうか。むしろ不開示とすることで、東京工業大の原子カムラの存在や、原子力発電に偏った研究補助の実態が見えだしたといえるのではないだろうか。

(3) 電力会社への補助金

経済産業省と文部科学省が電力会社等に交付した補助金の額、補助事業も開示された【別紙3】【別紙4】。分析はこれから行わなければならないものの、ざっと見ただけでも原子力発電関連の補助金の額は桁違いである。立地、維持だけでなく、研究にも多額の税金が投入されなければならない原子力発電による電気を安価といえるのであろうか。

4, 今後にむけて

私たちが原子力発電の情報公開請求を手がけるのは今回が初めてである。現状においては全体をご報告できるだけの情報の開示決定がなされていないにしても、東工大の一部開示結果や電力会社等に交付した補助金の額をみるかぎり、原子力とカネの流れは切っても切れない関係にあることが想像できる。しかし、カネによってエネルギーの選択の公平さが歪まされることがあってはいけない。加えて補助金は私たちの税金が原資であり、電力会社の研究費は私たちが払った電気料金が原資となっている。原子力発電にかかわるカネについては、今回の資料の分析も含め、今後も継続的に調査し、怪しげなカネの流れについては厳しく監視していくべきである。

また、原子力発電所が存在する以上、情報の公開は安全のためにも必要不可欠である。今回開示請求した原子力発電所の「制御棒脱落、誤挿入事故」隠し【別紙5】に対して原子力安全・保安院がどのような監督を行っていたかに関する情報などは、原子力安全・保安院の存在意義にかかわる情報であるとともに、原子力の情報隠しを起こさせないためには、電力会社が情報公開法の実施機関となっていない現状を再検討すべきではないだろうか。

了